

特別支援教育就学奨励費について(令和元年度)

大阪府立西淀川支援学校・事務室

【「特別支援教育就学奨励費」とは】

特別支援学校に就学する児童生徒を対象として、国・大阪府から特別支援教育就学奨励費が支給されます。

各家庭の収入状況・家族構成で、支給額の割合が3つの段階に分けて認定されます。

【第①段階】に認定……すべての費用が「全額」支給 されます

【第②段階】に認定……経費の「半額」支給 下記のみ全額支給です

(小)「通学費」「交流学习交通費」

(中高)「通学費」「職場実習交通費」「交流学习交通費」

(中高4～6)「教科用図書購入費」「ICT機器購入費」

【第③段階】に認定……下記の費用を除き支給されません

(小・中高)「通学費」全額支給

(小・中高)「交流学习交通費」半額支給

(中高4～6)「教科用図書購入費」全額支給

(中高)「職場実習交通費」半額支給

(中高4～6)「ICT機器購入費」全額支給

経 費	支 給 内 容	支給予定額	
新入学児童生徒 学用品・通学用品 購入費	新入学のために必要な学用品と 通学用品の購入費。	小1	50,600円以内の実費
		中高1	57,400円以内の実費
		中高4	57,400円以内の実費
学用品・通学用品 購入費	就学・通学のために必要な学用品と 通学用品の購入費。	小	11,520円以内の実費
		中高1～3	22,510円以内の実費
		中高4～6	31,950円以内の実費
校外活動等参加費 (本人)	学校外で行われる学校行事としての	小	18,390円以内の実費
	活動(宿泊学習を含む)の参加・付添にかかる	中高1～3	24,410円以内の実費
		中高4～6	24,570円以内の実費
校外活動等参加費 (付添人)	交通費・宿泊費・見学料等の経費。	小	27,590円以内の実費
		中高1～3	36,610円以内の実費
		中高4～6	36,850円以内の実費
修学旅行費 (本人)	修学旅行への参加・付添にかかる 交通費・宿泊費・見学料等の経費。 (小・中高1～3・中高4～6で各一回のみ支給)	小	21,360円以内の実費
		中高1～3	57,140円以内の実費
		中高4～6	106,730円以内の実費
修学旅行費 (付添人)		小	33,390円以内の実費
		中高1～3	82,020円以内の実費
		中高4～6	154,200円以内の実費

経 費	支 給 内 容	支給予定額
職場実習宿泊費	中高等学部4～6年生の生徒が、学校の教育計画に基づいて参加する職業教育の実習にかかる宿泊費。	中高4～6 7,440円以内の実費
職場実習交通費	中高等学部4～6年生の生徒が、学校の教育計画に基づいて参加する職業教育の実習にかかる交通費。	中高 学校から事業所等までの最も経済的な通常の経路・方法による往復の実費。
交流学習交通費	児童・生徒が学校教育の一環として、小・中・高等学校または特別支援学校の児童・生徒と集団活動を行う交流・共同学習（学校行事・学習等）の参加に必要な交通費。	全 最も経済的な通常の経路・方法による往復の実費。
通学費（本人）	最も経済的な通常の経路・方法による、児童・生徒の交通費。 （自家用車も含まれるが、タクシーの利用は対象外。）	全 最も経済的な通常の経路・方法による通学の交通費。 ※ガソリン代→1kmで7円(H30)
通学費（付添人）	児童・生徒が自力通学する場合の付添にかかる交通費。 （※常時付添を要する方が対象。 ただし、通勤途上の付添いは対象外。）	全 本人経費と同様に、原則往復同一経路で支給。
教科用図書購入費	中高等部4～6年で教科用図書として使用される教科書の購入費。	中高4～6 学校で使用する教科書の実費を支給。
学校給食費	学校給食費の額。	全 学校で実施する給食の実費を支給。
ICT機器購入費	学用品として使用するICT機器の購入費及び機器の修理代。 （PC、タブレット端末、アプリケーションなど） ※学校長が教育課程上必要と認め、学校の授業において使用する場合のみのICT機器の額。	中高4～6 50,420円以内の実費

※ 年度途中で限度額が変更されたときは、支給額を調整する場合があります。

注) 「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」は、生活保護で新入学準備金を支給されている場合は就学奨励費からは支弁できませんので、必ず学校担当者までご連絡ください。

また、「学用品・通学用品費」、「給食費」等を生活保護から支給されている方は就学奨励費受給額を『所得』として取り扱われ、生活保護支給額で調整されることとなります。

そのため、後日、生活保護担当部署に申告するようにしてください。

※ 詳しくは「平成31年度 就学奨励費のあらまし」をご覧ください。

※ 医療的ケアが必要なために通学バスに乗車できない児童生徒の、通学でのタクシー利用については事前に必ず学校へご相談ください。

【就学奨励費の支給方法は？】

「各金融機関の預金口座（保護者等氏名の指定口座）」に就学奨励費を振込します。

【受給のために必要な書類】

就学奨励費受給のための手続きとして、下記①～⑧の書類が必要です。

支給が遅れてしまわないよう、期日厳守での提出をお願いいたします。

①「児童生徒基本報告書」 （4月に配布します）

小学部・中学部・高等部への新転入生は、入学説明会の際に配付します。

……前年の12月31日現在の住所及び世帯の状況を記入します。



②「口座振替（登録・変更・廃止）依頼書」 （5月に配付します）

……支給される就学奨励費を、口座振替で受給するための書類です。

③「課税（所得）証明書」 （取得に関する書類を5月に配付します。）

……支給割合（支弁段階）を決定するために必要で、家庭の収入状況について市税事務所等が6月以降に発行するものです。

※ 大阪市内在住の方は「課税（所得）証明書交付申請書兼委任状」を提出いただくと、学校が代理で申請手続きをします。

（**大阪市以外**に在住されている扶養親族等がおられる場合は、各世帯で課税（所得）証明を取得してください）

④「生活保護適用証明書」 （各区保健福祉センター発行）

……生活保護の適用を受けている場合、課税（所得）証明に代え、こちらを提出してください。

⑤「辞退届」 （受給の辞退を希望される方に配付します）

……就学奨励費の受給を辞退する場合、提出してください。



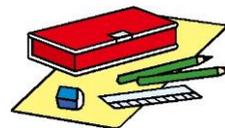
⑥「通学届」 （通学に要する交通費が必要な方に配付します）

……通学経路で、交通費の必要な区間がある場合や、状況により学校・スクールバスの停留所まで自家用車の使用が必要な場合に提出していただきます。

（電車通学の場合は、定期券のコピー又は発行証明書を提出してください。）

※各学級の担任に通学の実態を調査し、該当される方に用紙を配付いたします。

⑦「購入物品（新入学児童生徒学用品・通学用品購入費）申立書」



……新入学にあたって通常必要となる学用品・通学用品の購入費用について、
4月以降に購入したものが支給対象となります。

（入学以降に使用することを説明できる場合に限り1月以降に購入したのも支給対象となります。）

領収証書（レシート）等と申立書の提出により、限度額内で支給されます。

※ 生活保護法に基づく、生活扶助の入学準備金の支給を受けられた方は、支給対象外です。

※ 小学部・中高等学部への新転入生を対象に、入学説明会の際に申立書を配付します。

（追加購入分の申立書を随時配付する予定です。）

⑧「購入物品（学用品・通学用品購入費）申立書」



……就学のため通常必要となる学用品・通学用品の購入費用について、

4月以降に購入したものが支給対象となります。

（4月以降に使用することを説明できる場合に限り、3月以降に購入したのも支給対象となります。）

領収証書（レシート）等と申立書の提出により、限度額内で支給されます。

※ 申立書は、5月に配付します。

（追加購入分の申立書を随時配付する予定です。）

注） レシート等の提出がない場合は支給できないことがあります。提出まで大切に保管してください。

就学のために必要なものが支給対象となり、家庭と併用するものは支給対象外となります。

対象の物品につきましては、学用品等対象経費の「一覧表」をご確認ください。”

【経費が支給される時期について】

1年間を6回に分けて次のように支給する予定です。

①4～6月分…7月末支給予定 ②7月分…9月末支給予定 ③9・10月分…11月末支給予定

④11月分…12月下旬支給予定 ⑤12・1月分…2月末支給予定 ⑥2・3月分…4月上旬

